

再 評 価 調 書 (案)

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）				
地区名	ふくまき 服政地区				
事業箇所	あまぐんとびしまむら 海部郡飛島村				
事業のあらまし	<p>本地区は愛知県西部の海部郡飛島村にあり、二級河川筏川と二級河川日光川に挟まれた水田地帯を中心とする234.7haの優良な農業地域である。</p> <p>地区内の水路と2つの揚水機場（古政成、新政成）は、1970年代に、ほ場整備事業等により造成されたが、造成後40年余りが経過し、老朽化による水路の破損や揚水機場の機能低下等が著しいため、当地域は排水不良による湛水被害や安定した用水供給に苦慮している。</p> <p>加えて、農業従事者の高齢化や減少に伴い、農業経営を地域の担い手に集約するため、農地の利用集積が必要となっている。</p> <p>このため、用水路、排水路及び揚水機場を改修し、水管理の省力化と作物の湛水被害を防止するとともに、担い手への農地の利用集積を図ることを目的として、2015年度から経営体育成基盤整備事業を実施しており、2024年度に完了する計画である。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>用水路、排水路及び揚水機場を改修し、水管理の省力化と作物の湛水被害を防止するとともに、担い手への農地の利用集積を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時(2014)	再評価時(2020)	変動要因の分析	
	事業期間	2015～2020	2015～2024	地元調整による延長	
	事業費(億円)	15.1	19.4		
	経費内訳	工事費	13.9	17.9	労務資材費の増
		用補費	0.2	0.2	
その他		1.0	1.3	労務資材費の増	
事業内容	用水路工 0.4km 排水路工 17.6km 揚水機場 2箇所	用水路工 0.4km 排水路工 17.6km 揚水機場 2箇所			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>地区内の水路と揚水機場は、造成後40年余りが経過し、老朽化により水路の破損や法面崩壊が多発し揚水機場の機能低下も著しいため、排水対策や用水給水に多大な労力を費やしている状況であり、担い手への集積が進まない原因となっている。</p> <p>今後、農業従事者の高齢化や減少はさらに進むことが予想され、農村環境の荒廃や農業の存続が危惧されていることから、担い手により将来にわたって地域の農業を支えることができるよう、生産基盤の整備をする必要がある。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>揚水機場は2020年度末までに完成する見込みであるが、本事業による改修が現時点で未着手の水路は、依然として老朽化による破損等が著しく、管理者は排水不良等に苦慮している。</p> <p>飛島村の農家者数は2010年の484戸から、42戸減少し、2015年は442戸で8.7%の減少率となっており、農業従事者の減少が進んでいる状況である。</p> <p>また、本地区の農用地面積234.7haのうち、2019年度末時点の担い手による農地の利用集積面積は55.7ha（集積率23.7%）で、目標の57.1ha（集積率24.3%）に達していないが、地域の農業者においては、今後の農地の「受け手」と「出し手」との間で農地の貸借について</p>			

て話し合いが進められており、担い手による農地集積の気運は高まっており、利用集積が進められる予定である。

農業従事者の減少は今後も進むことが予想され、担い手が営農規模を拡大できるよう生産基盤の整備を進め、担い手への利用集積を進めていく必要がある。

農家数の推移

項目	2005年	2010年	2015年
飛島村	505戸	484戸 (4.2%)	442戸 (8.7%)
愛知県全体	91,746戸	84,028戸 (8.4%)	73,833戸 (12.1%)

()は前回調査からの減少率

出典：農林業センサス(愛知県)

服政地区の担い手への農地利用集積状況

項目	事業実施前 (2014年)	現在 (2020年)	目標 (2024年)
農用地面積(ha)	234.7	234.7	234.7
利用集積面積(ha)	34.5	55.7	57.1
利用集積率(%)	14.7	23.7	24.3

【変動要因の分析】

未着手の水路の老朽化は改善されておらず、事業の必要性は依然として高い。

加えて、農業従事者の減少は進んでおり、担い手による農地集積の気運が高まっている。

判定

B

A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。

B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。

C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。

※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。

【理由】

施設の老朽化は改善されておらず、地域農業を担う担い手が農地利用を行うため、事業の必要性は事前評価時と同等である。

②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】											
			2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	計
	工種区分	調査・設計	←									→	
		用地補償		←									→
		用水路工							←				→
		排水路工		←									→
		揚水機場		←					→				
	事業費(億円)	当初計画①	15.1										15.1
		実績②	11.0										11.0
		今回計画③	11.0					8.4					19.4
	【進捗率】												
		これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率								
		当初計画【①】	実績【②】	達成率(%)【②÷①】	今回計画【③】	達成率(%)【②÷③】							
	用水路工(km)	0.4	0.0	0.0%	0.4	0.0%							
	排水路工(km)	17.6	9.7	55.1%	17.6	55.1%							
	揚水機場(箇所)	2	2	100.0%	2	100.0%							
	事業費(億円)	15.1	11.0	72.8%	19.4	56.7%							
	工事費	13.9	10.5	75.5%	17.9	58.7%							
	用地補償費	0.2	0.0	0.0%	0.2	0.0%							
	その他	1.0	0.5	50.0%	1.3	38.5%							
	【施工済みの内容】												
	揚水機場工 2箇所												
	排水路工 9.7km												
	【事業評価に準ずるフォローアップ】												
	該当なし。												
	2) 未着手又は長期化の理由	事業着手後に地元から施工中の交通規制箇所を最小限にするよう要請があり、地元調整の結果、毎年の施工可能範囲が当初計画より減少したため、事業が遅延している。											
	3) 今後の事業進捗の見込み	【阻害要因】 特になし。 【今後の見込み】 今後、予算確保に努めながら事業の進捗を図り、予定工期内の完了を目指す。											
	判定	B A: これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。 B: 次のいずれか(該当する項目に「○印」を付ける) ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ○これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。											

		C： 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。				
		【理由】 事業期間を延長したことにより、ほぼ計画通りの完成が見込まれるため。				
③事業の効果の変化	1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化	【貨幣価値可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】 事前評価時からの土地利用の大きな変化はない。				
		【貨幣価値可能な効果(費用対効果)分析結果】				
			区分	事前評価時 (基準年:2014)	再評価時 (基準年:2020)	備考
		費用 (億円)	当該事業による費用	12.0	—	
			その他費用 注)	47.9	—	
			合計 (C)	59.9	—	
		効果 (億円)	作物生産効果	24.9	—	
			品質向上効果	1.4	—	
			営農経費節減効果	-1.2	—	
			維持管理費節減効果	-2.6	—	
			災害防止効果(農業)	51.7	—	
			災害防止効果(一般資産)	3.8	—	
			災害防止効果(公共資産)	10.3	—	
			水源かん養効果	5.0	—	
			合計 (B)	93.3	—	
(参考)	農地面積 (ha)	234.7	234.7	変更なし		
算定						
要因						
費用対効果分析結果 (B/C)		1.55	—	変更なし		
<p>※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。</p> <p>※費用対効果分析については、愛知県公共事業評価実施要領細則により、原則として、事前評価時と比べ、その要因が3割を超えて変化している場合、または費用対効果分析結果が1未満になる恐れがある場合に実施するとされており、今回の評価では算定していない。</p> <p>注) その他費用の内訳</p> <p>①当該施設 再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格</p> <p>②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(排水路及び排水機場) 新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格 ※評価期間:46年(当該事業の工事期間6年+40年)</p> <p>【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】 「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(2007年9月 農林水産省農村振興局企画部土地改良企画課・事業計画課監修)に基づき算定。</p> <p>【変動要因の分析】 費用対効果分析の算定基礎となった要因に大きな変動はない。</p>						
2) 貨幣価値化困難な効果の変化	【事前評価時の状況】 該当なし。					
	【再評価時の状況】 該当なし。					

化	【変動要因の分析】 該当なし。	
判定	A	A：事業着手時とほぼ同様の効果が発現される見通しがある。 B：事業着手時と比べ低下がみられるが、十分な効果が確保される見通しがある。 C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。
	【理由】 事前評価時から農地面積に大きな変化はないため。	
III 対応方針		
継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後 年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理費 ・事業後の湛水被害の有無 ・担い手への農地の利用面積・集積率 		
V 事業評価監視委員会の意見		
VI 対応方針		